適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別 勘定を設けた場合において指定期間内に資産の ※整理番号 **公然署受付分** 取得が困難な場合の設定期間延長承認申請書 税 地 (フリガナ) 令和 月 年 日 法 人 名 묶 法 人 番 (フリガナ) 代表者氏名 代表者住所 税務署長殿 種 業 事 業 目 適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定 期間の延長について、租税特別措置法施行令第39条の7第31項又は法人税法施行令等の一部を改正する政令(令和2年政令 第207号) 附則第51条第13項において準用する租税特別措置法施行令第39条の7第31項の規定により下記のとおり申請し ます。 記 円 申請の日における引継ぎを受けた特別勘定の金額 取得する予定の資産の内容 種 類 構 造 規 (土地等にあってはその面積) 円 円 円 円 取得価額 取得予定年月日 (やむを得ない事情の詳細) 認定を受けようとする日 年 月 日 規 格 (その他参考となるべき事項) Α 4 税 理 士 署 名 部 番 備 決算 業種 整理 通信 ※税務署 年 月 日 確認

号

番号

考

日付印

適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定 期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長承認申請書の記載要領等

- 1 この申請書は、法人が租税特別措置法施行令(以下「措置法施行令」といいます。)第39条の7第30項各号又は法人税法施行令等の一部を改正する政令(令和2年政令第207号)(以下「令和2年改正政令」といいます。)附則第51条第12項各号に規定する引継ぎを受けた日等以後に租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)第65条の7第3項に規定するやむを得ない事情が生じたため、措置法第65条の8第7項の法人がこれらの各号に定める期間内に措置法第65条の7第1項の表の各号の下欄又は所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)第16条の規定による改正前の措置法第68条の78第1項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得をすることが困難である場合において、その期間の延長を申請する場合に、必要事項を記載して提出してください。
- 2 この申請書は、やむを得ない事情が生じた日以後2月以内に提出してください。
- 3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。
- 4 申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。
 - (1) 「申請の日における引継ぎを受けた特別勘定の金額」欄には、申請の日における措置法第65条の8第4項又は令和2年旧措置法第68条の79第5項の規定により引継ぎを受けた特別勘定の金額を記載してください。
 - (2) 「取得する予定の資産の内容」の各欄
 - イ 「種類」欄には、取得する予定の資産の種類(土地、建物、構築物、機械及び装置等の別) を記載してください。
 - ロ 「構造」欄には、取得する予定の資産(建物、構築物等)の構造を記載してください。
 - ハ 「規模」欄には、取得する予定の資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。
 - ニ 「取得価額」欄には、取得する予定の資産の取得価額を記載してください。
 - ホ 「取得予定年月日」欄には、取得する予定の資産の取得予定年月日を記載してください。
 - (3) 「やむを得ない事情の詳細」欄には、指定期間内に措置法第65条の7第1項の表の各号の下欄又は令和2年旧措置法第68条の78第1項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得をすることが困難である理由を詳細に記載してください。
 - (4) 「認定を受けようとする日」欄には、措置法施行令第39条の7第30項又は令和2年改正政 令附則第51条第12項に規定する認定を受けようとする日を記載してください。
 - (5) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
 - (6) 「※」欄は、記載しないでください。
- 5 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、 国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」 の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してくださ い。